

ケニア JICA ボランティア有志で組織する奨学金給付団体運営規約

前文

第1章 総則

第2章 正会員及び役員

第3章 役員会及び総会

第4章 資金及び会計

第5章 規約の改正並びに解散等

第6章 雑則

前文

1974年にケニア共和国（以下「ケニア」という。）に JICA ボランティア（以下「隊員」という。）の理数科教師が派遣されて以来、多くの隊員が生徒の深刻な学費の問題に直面し、成績及び人格が優秀であり、次世代においてケニアの貴重な人材となる可能性を秘めた者が、学費の支払いができないために学業を途中で放棄するという状況を数多く見てきた。そのような生徒に対して個人的に学費を援助してきた隊員は少なくない。しかしながら、限られた隊員の任期では継続性に乏しく、隊員間の引き継ぎも容易ではない。このため、個人的に行われてきた学費援助に持続性を持たせ、かつ選考を経て奨学金を給付することによって、奨学生自身に自信と学業への意欲や方向性を与えることを目的として、隊員と奨学生とのつながりを基本とする本奨学金給付団体を設立する。

第1章 総則

（名称）

第1条 本奨学金給付団体は、「ケニア JICA ボランティア有志で組織する奨学金給付団体」（以下「ケステス」という。）と称する。

2 本奨学金給付団体の英語名は、「Japan Overseas Cooperation Volunteers Kenya Students' Educational Scholarship」（略称を「KESTES」という。）と称する。

（目的）

第2条 ケステスは、設立時の趣旨に基づき、経済的理由により修学が困難なケニア人の生徒のうち、成績及び人格が優秀なものに対して奨学金を給付することにより、ケニアの人材開発に寄与することを目的とする。

（活動）

第3条 ケステスは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 奨学生の募集及び選考並びに奨学金の給付
- (2) 奨学生の支援
- (3) 寄付の受付
- (4) ケステスの活動への理解促進に関するイベントの開催
- (5) ケニアの教育現状の報告及び相互理解の促進に関する日本国への情報発信及び広報活動
- (6) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項

第2章 正会員及び役員

(正会員)

第4条 ケステスは、ケニアに派遣されている隊員のうち、第2条の目的に賛同するもので組織する。

2 正会員（会長を除く。）は、別表に掲げる班のいずれかに所属するものとする。

(入会)

第5条 ケステスに入会しようとする者は、会長の承認を得なければならない。

(会費)

第6条 正会員は、会費を納入しなければならない。

2 会費の額及び納入時期は、総会で定めるものとする。

(退会)

第7条 正会員は、会長の承認を得ることによりケステスを退会することができる。なお、正会員が隊員の任期を終了したときは、退会したものとみなす。

2 会長は、次の各号に掲げるいずれかの場合に該当する正会員を退会させるものとする。

(1) 正会員のケステスの活動が、隊員の活動に支障をきたすと認められ、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決が得られた場合

(2) 正会員のケステスの活動が、隊員の活動に支障をきたすと隊員の配属先より判断され、配属先よりケステスの退会を求められた場合

(3) 正会員によるケステスの名誉を毀損又は信用を失墜させる行為があった場合

(4) 正会員が会費を納入しない場合

(役員)

第8条 ケステスでは、正会員の中から次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 班長 各班に1名

2 会長及び副会長は、総会において互選により選出する。班長は、各班において互選により選出する。

3 会長は、ケステスを代表し、ケステスの事務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第9条 役員は任期は1年とする。なお、後任者が選任されるまで在任するものとする。

2 やむをえない理由により、役員が在任期間中に職務を辞任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 役員会及び総会

(役員会)

第10条 会長は、必要に応じて役員を招集し、役員会を開催することができる。また、役員会を書面又はインターネットの利用により開催することができる。

2 役員会の議長は、会長が務める。

- 3 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立し、その議事は、出席した役員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 やむをえない理由により役員会に出席できない役員は、表決を議長に委任することができる。この場合において、当該役員は、役員会に出席したものとみなす。
- 5 役員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。
 - (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、ケステスの運営に必要な事項(総会)

第11条 会長は、必要に応じて正会員を招集し、総会を開催することができる。

- 2 総会の議長は、会長が務める。
- 3 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立し、その議事(第5章に関するものを除く。)は、出席した正会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 総会は、次に掲げる事項を審議するものとする。
 - (1) 会長及び副会長の選出
 - (2) 奨学生の審査及び承認
 - (3) 事業計画及び予算の承認並びにその進捗状況の報告
 - (4) 事業報告及び決算の承認
 - (5) 規約の改正
 - (6) 役員会から付議された事項(臨時総会)

第12条 正会員は、会長に対して臨時総会の開催を求めることができる。会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を開催するものとする。
(関係者の出席)

第13条 役員会及び総会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第4章 資金及び会計

(資金)

第14条 ケステスの資金は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
 - (2) 寄付金
 - (3) その他の収入
- (運用)

第15条 前条の資金は、ケステスの奨学金及び運営資金に適用される。

(会計の原則)

第16条 ケステスの会計は、会計簿を用意し、収入及び支出を明瞭に記載するものとする。
(事業年度)

第17条 ケステスの事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第18条 ケステスの事業計画及び予算は、会長が作成し、総会において承認を得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、総会における承認を得るまでの暫定の事業計画及び予算は、事業年度開始前に役員会の議決をもって編成することができる。

3 第1項の規定により総会の承認を得た事業計画及び予算は、役員会の議決をもって変更することができる。ただし、会長は、変更された内容を、その後最初に開催される総会において報告し、承認を得るものとする。

4 第1項及び前項の規定により承認を得た事業計画は、JICA ケニア事務所に提出する。

(事業報告及び決算)

第19条 ケステスの事業報告及び決算は、会長が作成し、総会の承認を得るものとする。また、会長は、寄付者に対して承認された事業報告及び決算を報告する責任を有する。

2 前項の規定により承認を得た事業報告は、JICA ケニア事務所に提出する。

3 決算により剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、正会員に分配してはならない。

(監査)

第20条 ケステスの会計及び決算に関する書類は、会長が正会員(役員を除く。)の中から指名した監事若干名の監査を経るものとする。

第5章 規約の改正並びに解散等

(規約の改正)

第21条 規約を改正しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決をもって決する。

(解散等)

第22条 ケステスの運営の停止又は解散を決定しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決をもって決する。

2 ケステスの運営の停止が議決されたときは、会長は2年を上限に停止期間を決定するものとする。なお、当該期間が経過するときは、会長は運営を再開するかどうかを判断する。

3 ケステスの解散が議決されたときは、会長は、速やかにケステスを解散するものとする。

(資金の委託)

第23条 ケステスの解散が議決されたときは、ケステスが保有する資金はケステスと同種の目的を有する法人又は団体に寄付するものとする。

第6章 雑則

(委任)

第24条 この規約において定めるもののほか、ケステスの運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この規約は、2018年11月9日から施行する。

別表（第4条関係）

| 名称 | 所掌事務 |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務班 | <ul style="list-style-type: none">・役員会及び総会の開催の事務に関する事・奨学生の審査及び決定に関する事・奨学生向けの情報誌の作製に関する事・奨学生の卒業後の進路の調査に関する事・その他ケステスの運営に関する事 |
| 会計班 | <ul style="list-style-type: none">・予算の作成及び管理に関する事・決算の作成に関する事・出納に関する事・寄付金の受付に関する事 |
| 広報班 | <ul style="list-style-type: none">・ケステスサポーターの情報管理に関する事・広報紙の作製に関する事・ウェブサイトの管理に関する事・広報窓口メールアカウントの管理に関する事・イベントの企画及び運営に関する事・啓発品の作製及び管理に関する事・その他ケステスの情報発信及び広報に関する事 |